

令和4年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募にかかる質問と回答

No	項目	質問	回答
1	訓練共通	職業訓練サービスガイドライン研修の受講証明書が提出日時点では有効（令和4年6月まで有効）であり、委託契約締結までに更新するということが提案することは可能か。	提案書提出時点で有効な受講証明書の写しを添付し、写しの余白に更新する旨を提案者名で記載すること。
2	訓練共通	定員30名の教室で、訓練生10名のみで授業を行う場合、受講生1人あたりの教室面積の算出計算方法は（教室面積）÷（10名）で間違いはないか。	訓練定員が10名であれば、貴見のとおり。
3	訓練共通	公募要領P8の（5）クでは、「同一訓練科目番号では、同一の施設での提案とします。」と記載されているが、機関（法人）にA校（大阪市内）とB校（大阪市外）がある場合、例えば科目番号R12「医療事務+OA基礎科（3か月）」の枝番AをA校で実施し、枝番BをB校で実施する提案は可能か。	同一訓練科目番号において、複数施設での訓練実施の提案はできない。
4	訓練共通	①同一の訓練実施施設において、就職支援責任者が訓練実施責任者、事務担当者又は苦情処理責任者を兼務することができるか。 ②機関（法人）にA校（大阪市内）とB校（大阪市外）がある場合、A校の訓練実施責任者が、B校の事務担当者、苦情処理責任者、就職支援責任者又は就職支援担当者を兼務することができるか。	①については兼務は可。 ②訓練実施責任者は、他の訓練実施施設との兼務を認めないので（知識等習得コースR-6「12 訓練の実施（5）」等参照）、兼務は不可。
5	訓練共通	訓練実施機関・施設の概要・運営体制（様式第B-3号）の記載例中、「（7）府施策への協力について」は、「法人ではなく、施設（学校）単位」とされているが、全ての項目が「施設（学校）単位」なのか。	「公正採用選考人権啓発推進員の選任及び公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修受講の有無」については、訓練実施施設（人事権（採用権）を有する施設）単位で有無を選択すること。 訓練実施施設において人事権（採用権）を有しない場合、及び（7）における他の項目については、機関（法人）単位で選任・加入・登録しているものは「有」を選択可。

No	項目	質問	回答
6	訓練共通	令和4年度の申請書で押印が必要な書類は「定款」のみで間違いはないか。	提案者の押印を必要とする書類は、様式第C-6号から様式第C-11号まで、定款又は寄付行為の写し、訓練実施施設の賃貸借契約が契約切れとなる場合に契約更新する旨を確約する書面である。詳しくは、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』を参照すること。
7	訓練共通	賃貸契約書の確約書や覚書に押印は必要か。	必要である。
8	訓練共通	様式C-4の就職率で令和2年度の就職率が確定していないものは記載しないほうがよいか。それとも提出している数値を入力したほうがよいか。	就職率が確定していないコースは記載しなくてよい。
9	訓練共通	様式A-1に記載する託児委託費は一番高い託児所だけの記載でよいか。添付書類は予定している託児所全部を添付するということがよいか。	複数の託児実施施設を予定している場合は、様式第A-1号の「11 託児実施施設名」は全ての施設名を記載（当欄は別紙に記入して添付することも可）し、「12 1コース1人1月当たりの託児サービス経費」は最も経費が高い再委託先の金額を記載すること。また、様式第A-16号は、最も経費が高い再委託先で算定し、一般の利用者の利用単価が分かる資料については、様式第A-1号「11 託児実施施設名」で記載したすべての施設の資料を添付すること。
10	訓練共通	オンライン授業をするにあたり、ヘッドセットの購入を考えている。様式A-7の「その他」に記載すればいいかと思うが、もし、訓練生で持っている人がいれば訓練校で購入しなくていいという条件にしたいが、どのように記載すればよいか。	オンラインによる訓練に必要な設備については、実施機関が受講生に貸与することを第一とし、受講生に貸与できない場合には受講生が用意することとしている（知識等習得コースR-7「12 訓練の実施(15)」等参照）。受講生がオンラインによる訓練に必要な設備を用意するにあたっては、事業者が指定する機材の購入を義務付けることとはしないので、様式第A-7号には計上しないこと。なお、使用教材費とは別に、事業者が受講生の希望に応じて便宜的に手配することは差し支えない。
11	訓練共通	カリキュラムの概要（200文字欄）において、資格試験における本校の合格率を記載しても良いか。	訓練概要欄は、訓練内容を要約したものを記載する箇所であり、資格試験の合格率は訓練内容ではないので、記載不可。

No	項目	質問	回答
12	訓練共通	様式第A-10号は1ページに印刷ができるように印刷設定を縮小したり、行の高さを変更してもよいか。	委託訓練カリキュラムの各様式（様式第A-10号からA-12号まで）については、余白の設定を変更しないこと。 また、余白の設定を変えない範囲内で、行の高さを変更することは可とするが、列の幅を変更することは不可とする。
13	訓練共通	様式第A-13号、14号等 文章を記入する様式の場合 そのままでは枠から文字が切れてしまうことがある。A4内に収まるのであれば枠の幅を広げる、または行の挿入は可能か。	いずれの様式も、余白の設定を変更しないこと。 また、余白の設定を変えない範囲内で、行の高さを変更することは可とするが、列の幅を変更することは不可とする。 また、紙媒体に印刷した際に、すべての文字が視認可能な大きさとすること。
14	訓練共通	各様式のエデータが縮小印刷（様式により縮小率が変わっている）になっており、様式を印刷した際に10.5ポイントで表記されないが問題ないか。	元データの設定で印刷した結果、印刷物には10.5ポイントで表記されなかったとしても差し支えない。
15	訓練共通	様式第A-13号、14号の下記「A4サイズ1頁に文字サイズ10.5ポイント以上で記入してください。」を消去して問題ないか。	様式中の注記等は削除しないこと。
16	訓練共通	様式第A-13号、14号以外の様式については列や行の幅を自由に動かして問題ないか。	いずれの様式も、余白の設定を変更しないこと。 また、余白の設定を変えない範囲で、行の高さを変更することは可とするが、列の幅を変更することは不可とする。
17	訓練共通	全ての様式の文字の大きさを変更しても良いか。元々様式に大阪府様が記載されている文字の大きさも変更しても問題ないか。	様式に最初から記載されている文字の大きさは変更しないこと。 提案者が記載する欄については、文字の大きさの指定がない箇所は任意で設定してよいが、視認可能な大きさとすること。
18	訓練共通	様式第A-10号、11号、13号、14号、17号はダウンロードしたデータで印刷をすると2枚になってしまうので、1枚に設定しなおしてもよいか。 特に様式第A-13号、14号は最初の設定から100%の印刷設定でないの、フォントのサイズを指示どおり10.5ポイントで入力していても、印刷をすると小さくなるがそれでよいか。また余白や行の高さも調整してもよいか。	当初の設定のまま印刷しても2頁にわたる場合は、PDFファイル版の様式における余白の高さを参考に、1頁に収まるように設定変更しても差し支えない。 また、当初の設定で印刷した結果、印刷物には10.5ポイントで表記されなかったとしても差し支えない。

No	項目	質問	回答
19	訓練共通	受講生の選考試験について「知識等習得コース」「企業実習付コース」は質問シート及び個別面接、「長期高度人材育成コース」は選考試験の実施方法は実施内容等を大阪府へ提出し協議のうえ実施となっている。「知識等習得コース」「企業実習付コース」の講座によっては筆記試験が望ましいが独自で実施することは可能か。できない場合、今後筆記試験が復活する可能性はあるか。	知識等習得コース及び企業実習付コースの選考試験については、大阪府が指定する質問シートと面接により実施すること。 なお、令和4年度の選考試験については、パソコン操作の習熟度を確保する質問項目を盛り込むことができないか等、質問シートと面接による実施方法の範囲内で見直しを検討しているところである。
20	知識等習得コース	知識等習得コースの事業趣旨には「短期間の多様な訓練コースを実施することを目的とする」とある。 R33～R36の自由提案枠にて「農業」をテーマにした訓練科を提案することは可能か。	知識等習得コース仕様書R-1の「1 事業の趣旨」に記載のとおり、「求職者を対象に早期の再就職を支援するため」の訓練であれば、提案可能である。
21	知識等習得コース	パソコン操作の習得を含む知識等習得コースの「委託訓練カリキュラム(様式第A-10号)」について、例えば「資格試験対策(Word、Excel)」等の資格取得を目指すための実技科目を設定することが可能か。	委託訓練カリキュラムにおいて定める仕上り像に資する実技科目であれば設定可能だが、資格試験の受験については受講生の任意とすること。
22	知識等習得コース	<介護科目における職場見学等の取り組みについて> ①カリキュラムに組み込むこと、とあるが実施の際に、コロナ禍を始め、様々な要因で予定していたが、見学先の都合により実施ができなかった場合の、補講対応などは必要なのか。 ②見学先を相当数設定することを策定しているが、その見学先ごとに実施が困難になった場合、予定通り見学ができた受講生と出来なかった受講生に格差が生じるがその場合の取り決めはどうなっているのか。 ③見学を実施する際のスケジュールを分散させることは可能なのか？同日同時刻に一斉に見学を実施するのは非常に困難だと思われる、受講生個別にスケジュールを変更し、分散させることで軽減されるが、認められるのか。	①訓練の実施ができなくなった場合は、事前に府と補講の実施等について協議すること。その際は、受講生に混乱が生じないように十分に説明を行うこと。なお、補講の実施ができず、職場見学等推進費の支給要件を満たさなかったときは、不支給となるので留意すること。 ②職場見学等が実施できない受講生が発生した場合は、当該受講生は欠席扱いとなるので、府と補講の実施等について協議すること。なお、補講の実施ができず、職場見学等推進費の支給要件を満たさなかったときは、不支給となるので留意すること。 ③見学を実施する際のスケジュールを分散させることは可能とする。 なお、職場見学等については、円滑な実施を計画できない場合は、カリキュラムに組み込まない提案も可である。この場合、職場見学等推進費の支給対象外となる。

No	項目	質問	回答
23	企業実習付コース	様式第A-11号において、訓練時間の小計欄が「学科」「実技」「就職支援」となっているが誤りではないか。	様式第A-11号の訓練時間の小計欄を「訓練導入講習」「施設内訓練」「企業実習」に修正する（令和3年10月25日にホームページに様式を差替えて掲載済み。）。提案に当たっては、修正後の様式を使用されたい。なお、修正前の様式で提出があった場合も受理する。
24	長期高度人材育成コース	介護福祉士養成コースにおいて訓練生の一人が介護タクシー事業立ち上げのため、訓練途中で退学した。その後、事業立ち上げたかどうかの確認はできていない。その生徒は「中退就職者」には該当しないか。	介護福祉士養成コースにおける自営については、委託訓練を受託していた年度は、就職状況報告様式を府へ提出していた場合に「中退就職者」に該当し、委託訓練を受託していない年度は、事業者において自営の開始を把握した場合に「中退就職者」に該当する。
25	長期高度人材育成コース	雇用保険に入っているが、パートは正社員とみなされないのか。「正社員」とは、あくまでも正規雇用者としてフルタイム労働という意味か。	公募要領における正社員とは、契約期間の定めがなく、フルタイムで雇用される者を意味する。
26	長期高度人材育成コース	卒業後、取得した資格を活かして、自分で関連業務（当校の場合は理美容業）の自営を始めた場合、自営の為雇用保険にかかることはできないが、その者は「正社員」就職とみなされるのか？	公募要領においては、自営は正社員ではない。
27	長期高度人材育成コース	長期高度人材育成コースの事業趣旨には「国家資格の取得等を目指す長期の教育訓練講座を通して」とある。L05 自由提案科目にて国家資格ではないが、人材不足となっている第一次産業である「農業」をテーマにした訓練科を提案することは可能か。	公募要領の「3 公募参加資格」(23)及び(25)の要件を満たし、長期高度人材育成コース仕様書L-9の「8 訓練科目番号・科目名・訓練期間・開講月・定員・年間予定総定員」、及びL-10の「9 訓練内容」踏まえたものであれば、提案可能である。